

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった行政文書を、次の部分を除き、開示すべきである。

- (1) 丈量図に記録されている土地のうち、未登記である土地の寸法、面積及び求積計算式
- (2) 丈量図に記録されている面積が登記簿記載の面積と異なる土地の寸法、面積及び求積計算式

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成11年9月27日に、「川崎町大字前川字松葉森山地区内国道457号線丈量図」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「昭和44年 道改4号 白石・青根・川崎線道路改良工事（川崎町大字前川字松葉森山地内）の丈量図」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書の一部を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について行政文書の開示をしない理由を次のとおり付して、平成11年10月12日、異議申立人に通知した。

条例第8条第2号に該当する。

個人の財産に関する情報であって、特定個人が識別され得る情報が含まれるため

3 異議申立人は、平成11年10月15日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。（意見書全文引用）

(1) 条例第8条第2号の目的は、不当性又は違法性の高い事項までも保護するものではない。本件丈量図によれば、松葉森山13番・地目・山林及び田、同所1-31・地目・畑は、登記簿では、所有者は、川崎町・地番1-7・地目・畑及び同所1-6・地目・畑となっている。公図においても同様である。町有地を個人の土地として買収した可能性がある。事実を確認するためにも公開すべきである。

(2) 条例第8条第2号ただし書イに該当し、非開示にはできない。

(3) 「丈量図は買収予定面積を記載したものであり、実際の買収後の登記面積と不一致であるものがある。また、当該地域は、山林で現況と公図がかなり相違しており・・・一部登記が完了していないものがあり、これについては登記簿を閲覧しても確認できない。」と述べられている。地図の訂正や地積の更正を行い、正確な実測図を作成して法務局に備え付けるなど正確な登記を明示することは、法的に可能である。同じ松葉森山地区において分譲地が販売されているが、法務局に実測図が備えられており、混乱はなく移転登記がなされている。

(4) 同様なことは、国道286号線今宿地域内でも見られる。

イ 国道に沿って住宅を建築したところ、国道の一部が個人の土地であるとヤクザから脅され、数年間にわたり、精神的な苦痛を住民が強いられた事例がある。

ロ 県道（現町道）が個人の土地となっており、橋も個人の所有となっている。公図にもなく登記もされていない。通行止めとされれば大きな混乱が起こる可能性がある。

ハ 国道286号線の一部が競売物件となっている。国道の多くが個人の土地となっている。そして多くの混乱を招いている。用地買収の際、測量など多額の費用をかけている。なぜ正確な登記ができないのか不思議である。

(5) 民法第177条は対抗要件を定めている。実施機関の理由で述べられている公図の不備とか未登記問題は、土地買収の調査の不十分さや適切な地積更正、隣接地の境界確定図等民間で要求されている事が、当然のことが、お役所仕事故に法務局も要求しない。嘱託登記等の緩慢さから生ずるべくして生じたものである。行政の無責任な結果である。

(6) 具体的な理由として、「登記簿と一致している・・・開示とし、面積については、・・・すべて買収予定面積を記載したものであり、登記簿記載の情報と一致しないため・・・非開示と決定したものである。」と述べられている。開示されたのは、28筆のうち町有地の2筆のみである。開示の時の説明では、開示できるのは、町有地のみであり、個人の分は非開示であるとのことであった。矛盾する。また、平成11年11月4日の開示請求においては、「白石・青根・川崎線道路改良工事（川崎町大字前川字松葉森山地内）の用地買収関係書類」を請求している。丈量図のみを請求したものではない。開示されたのは、丈量図と抹消された契約書のみであり、目的を達せられない。

(7) 現地は、公図上の赤道（国有地）と道路改良に伴う国道がある。その位置関係が不めいりょうである。不明確な図面を前提に安易な付せんによって図面を作成している。正当な手続により、正確な登記を行う必要があった。

(8) 当該地は、川崎町監査委員においても住民監査請求が行われ、その請求人の事由が一部認められている土地でもある。

(9) 当該地は、農地であり農業振興地域でもある。その地で所有者と称する者が、長年にわたり無許可で産業廃棄物の野焼きを行っていたものである。本件処分は、不当性又は違法性の高い事案であり、条例第8条第2号の適用がない事例である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書、審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 丈量図とは、用地取得対象となる土地について、測量等を実施し、買収予定面積を記載したものであり、そこには、買収地番、地目、地積、登記名義者等の個人情報が記載されており、これらの情報は条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 一方、土地に関しては不動産登記法の規定により法務局において何人でも地番、地目、地積、登記名義人が掲載された登記簿及び公図を閲覧できる状況があり、同号ただし書イに該当し、非開示とはできないのではないかとこの点が議論となる。

従って、開示するか否かの検討に当たっては、丈量図で確認できる情報が登記簿において確認できる情報と一致しているかという点が問題となるが、本件異議申立てに係る事案については、昭和44年度に用地買収を行ったもので、本件行政文書は買収予定面積を記載したものであり、実際の買収後の登記面積と不一致であるものがある。また、当該地域は山林で現況と公図がかなり相違しており、まだ国土調査（地籍調査）も行われていない地域であるため、用地取得したものの、一部登記が完了していないものがあり、これについては登記簿を閲覧しても確認できない。

(3) 以上のことから、本件行政文書のうち、地番、地目、登記名義人については、登記簿と一致している（登記簿で確認できる）ことから同号ただし書イに該当するため開示とし、面積については、本件行政文書に記載しているものはすべて買収予定面積を記載したものであり、登記簿記載の情報とは一致しない（登記簿では確認できない）ことから同号ただし書イに該当せず、非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、昭和44年白石・青根・川崎線道路改良工事の実施に際し作成された丈量図であり、用地取得対象となった土地について、買収予定面積を各筆ごとに算出し確定させるため、実際に測量した結果を表示したものである。

本件行政文書には、買収対象用地の形状、寸法、地番、地目、所有者氏名、面積、求積計算式等が記録されている。

また、実施機関に対する意見聴取により、買収対象用地19筆のうち1筆については本件行政文書に記録されている面積と登記簿上の面積が異なり、2筆については登記申請がなされておらず、それ以外の土地については本件行政文書記載の面積どおりに登記が完了していることが確認されている。

なお、本件処分において開示しないこととされた情報（以下「本件非開示情

報」という。)は、縮尺並びに個人が所有する土地の寸法、面積及び求積計算式である。

### 3 条例第8条第2号の該当性について

条例第8条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務づけ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報として、条例第8条第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

本件非開示情報は、土地の寸法、面積等土地を所有している個人の財産の状況を表すものであり、同号本文に該当することは明らかであるので、同号ただし書に該当するかどうかについて検討する。

まず、本件非開示情報が同号ただし書イに該当するかどうかについて検討す

る。

不動産登記法（明治32年法律第24号）は、「何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ地図若クハ建物所在図ノ全部若クハ一部ノ写ノ交付ヲ請求シ又利害ノ關係アル部分ニ限り登記簿若クハ其附属書類又ハ地図若クハ建物所在図ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得」と規定している（同法第21条第1項）。

一般に、県が土地の売買契約を締結し、分筆・所有権移転登記を行う際には、丈量図をいわば1筆ごとに分割した地積測量図を添付して申請することとなる。この地積測量図は、不動産登記法第21条第1項後段の「附属書類」に該当するものであり、規定上は利害関係人であれば閲覧できることになっているが、利害関係は疎明する必要はなく、実務上も閲覧の目的として名目上の事由を申請書に記載すれば閲覧できるので、閲覧について実質的制限はないものと認められる。

このことからすると、本件行政文書を1筆ごとに見た場合、既に登記が完了し、記録されている面積が登記簿の面積と一致している土地の部分の丈量図は、不動産登記法上の地積測量図と同一のものとみなすことができ、記録されている土地の寸法、面積及び求積計算式の情報も、登記所において何人でも閲覧することができる情報であると考えられる。すなわち、条例第8条第2号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公開され（中略）ている情報」に該当すると認められる。

しかしながら、登記申請がなされていない土地の部分の丈量図は、不動産登記法上の地積測量図として登記所に存在せず、また、記録されている面積が登記簿の面積と異なる土地の部分の丈量図は、不動産登記法上の地積測量図と同一のものとみなすことはできない。したがって、これら丈量図に記録されている土地の寸法、面積及び求積計算式は、いずれも登記所において何人でも閲覧することができる情報であるとは認められないので、「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」であるとは認められない。すなわち、同号ただし書イに該当しない。

したがって、本件非開示情報のうち、未登記である土地及び記録されている面積が登記簿の面積と異なる土地の寸法、面積及び求積計算式は、同号ただし

書イに該当しないと認められるが、記録されている面積が登記簿の面積と一致している土地の寸法、面積及び求積計算式は、同号ただし書イに該当するため、開示することが相当と認められる。

なお、本件非開示情報が同号ただし書ロに該当するかどうかについては、異議申立人及び実施機関のいずれからも特に主張はなく、また、当審査会も同号ただし書ロに該当しないものであると判断する。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が、本件行政文書に記録された情報のうち、未登記である土地及び記録されている面積が登記簿記載の面積と異なる土地の寸法、面積及び求積計算式を条例第8条第2号本文に該当するとして、開示しないこととした決定は妥当であるが、その余の情報を同号本文に該当するとして開示しないこととした決定は妥当ではない。

#### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
1 1 . 1 1 . 3 0	諮問を受けた。(諮問第 8 1 号)
1 2 . 1 . 4	異議申立人から意見書を受理した。
1 2 . 2 . 2 (第 1 3 3 回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。 実施機関(土木部用地課)から開示決定等の理由を聴取した。 事案の審議を行った。
1 2 . 2 . 1 7 (第 1 3 4 回審査会)	事案の審議を行った。
1 2 . 3 . 1 4 (第 1 3 5 回審査会)	事案の審議を行った。
1 2 . 4 . 1 4 (第 1 3 6 回審査会)	事案の審議を行った。
1 2 . 4 . 2 8 (第 1 3 7 回審査会)	事案の審議を行った。
1 2 . 5 . 1 0 (第 1 3 8 回審査会)	事案の審議を行った。